

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方「主に休業された方」）

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：一世帯 10 万円以内（ただし以下の場合は、20 万円以内）

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が 4 人以上いるとき
- ④ 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i：新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子。
 - ii：風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
- ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

据置期間：貸付の日から 1 年以内

償還期限：据置期間経過後 2 年以内

持参していただくもの（下記以外に、必要に応じて書類を求め場合があります）

- ・本人確認できる書類（運転免許証等の身分証明書）
- ・本人名義の振込先口座が確認できる通帳またはキャッシュカード
- ・申込者の印鑑
- ・収入減少がわかるもの

（例）給与明細書、通帳等の入金履歴等新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の給与状況が確認できるもの

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方「主に失業された方等」）

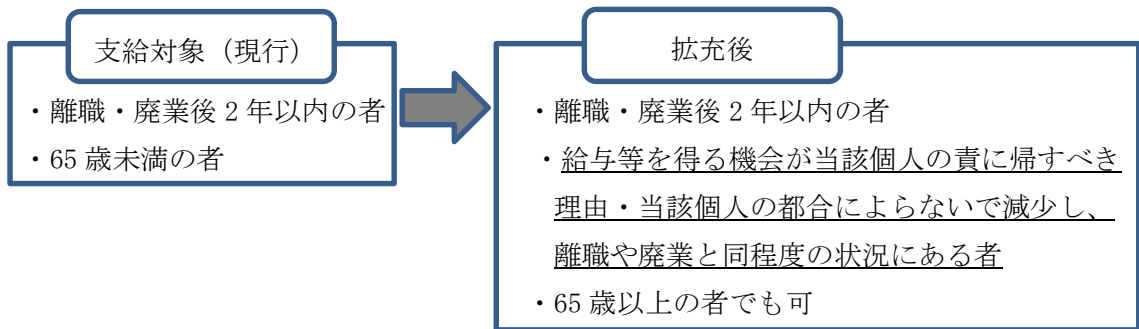
貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯※
※これまで同様、自立相談支援機関（まいさぼ）による継続的な支援を受けることが要件となります。その他の要件については、ホームページをご覧ください。

据置期間：1 年以内

貸付利子：無利子

住居確保給付金（住居を失うおそれのある方への支援の拡充）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給いたします。



【実施主体】 東御市福祉課

【補助率】 3/4

【支給要件】 ○収入要件：世帯収入合計が、基準額を超えないこと

(東御市の目安) 単身世帯 10.98 万円 2人世帯 15.3 万円
3人世帯 18.13 万円

○資産要件：世帯の預貯金が、以下を超えないこと

(東御市の目安) 単身世帯 46.8 万円 2人世帯 69.0 万円
3人世帯 84.0 万円

等

○求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 (東御市の目安) 単身世帯 31,800 円 2人世帯 38,000 円 3人世帯 41,300 円

【支給期間】 原則3か月 {求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能 (最長9か月まで)}

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付